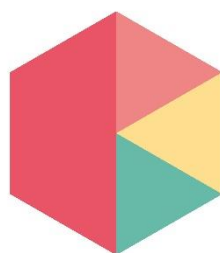




桑折町 第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

概 要 版



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち

1 計画の概要

● 計画策定の目的

我が国の高齢化率の上昇は続いており、令和5年10月1日現在、総人口に占める高齢者の割合は29.1%と過去最高を更新しました。

桑折町においても高齢化率は増加傾向にあり、令和5年9月末現在で37.8%と、3人に1人が高齢者です。将来人口推計によると、本計画の目標年度である令和8（2026）年に高齢化率は38.4%、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22（2040）年には43.1%になるものと見込まれ、超高齢社会が進行していく予想となっています。

このため、中長期的な視点からこの超高齢社会の課題に取り組み、高齢者が尊厳を保ちながら地域で安心して暮らすことのできるまちづくり、社会保障制度の維持・充実を図っていく必要があります。高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」のサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けた取組を引き続き進めていきます。

● 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

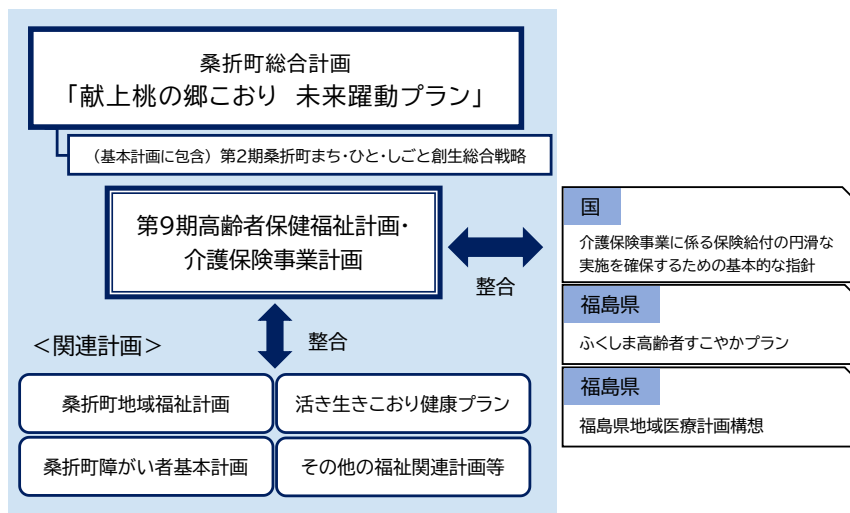
● 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

● 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」及びその他の福祉関連計画等と整合を図っています。また、県の「ふくしま高齢者すこやかプラン」や「福島県地域医療計画構想」とも連携・整合性を図っています。

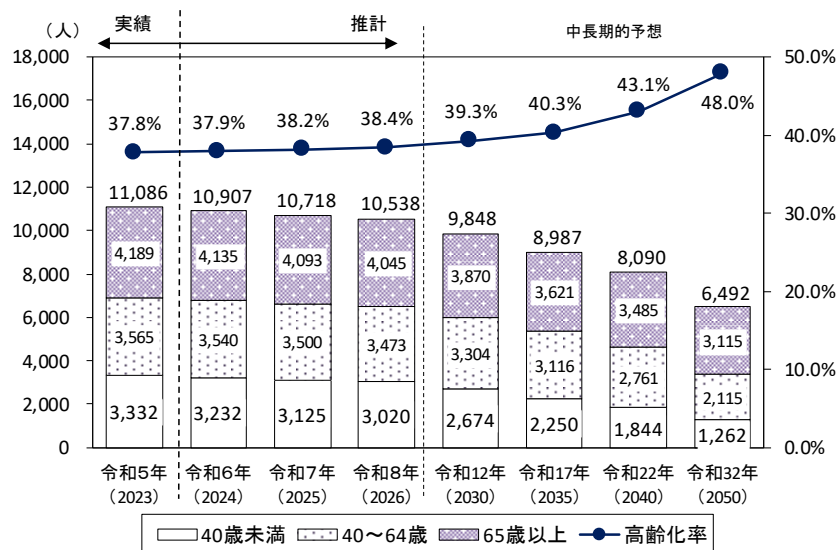
本計画は高齢者福祉施策の行政計画であるばかりでなく、町民、家庭、地域、事業者、団体などが一体となって高齢者の自立した生活を支援するための指針としても位置づけられます。



2 高齢者人口等の推計

● 人口推計

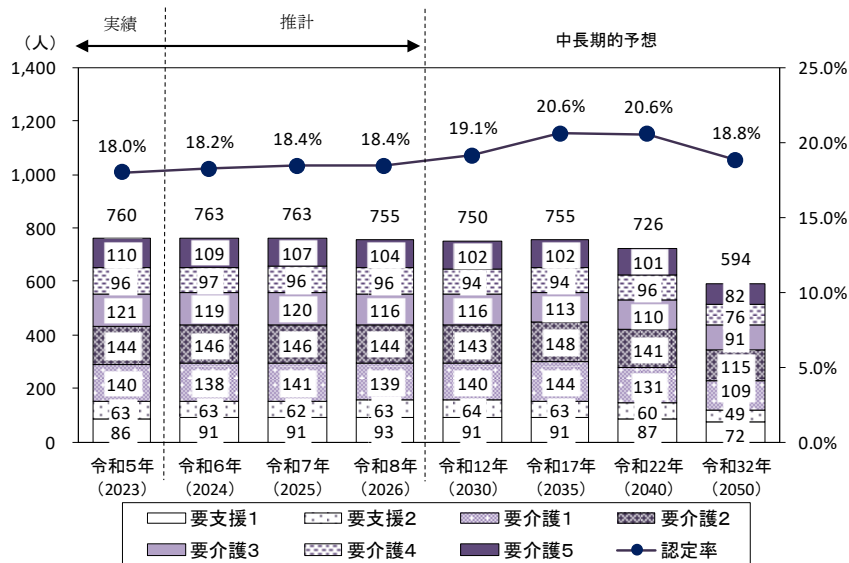
人口推計をみると、本町の総人口は減少傾向で推移し、令和8年には10,538人（令和5年比4.8%減）になると推計されます。65歳以上人口は、4,045人（同3.1%減）、高齢化率は38.4%になると推計されます。



● 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、ほぼ横ばいで推移し、令和8年には755人になると予想されます。

認定率は18.8%と令和5年から0.8ポイント上昇すると推計されます。



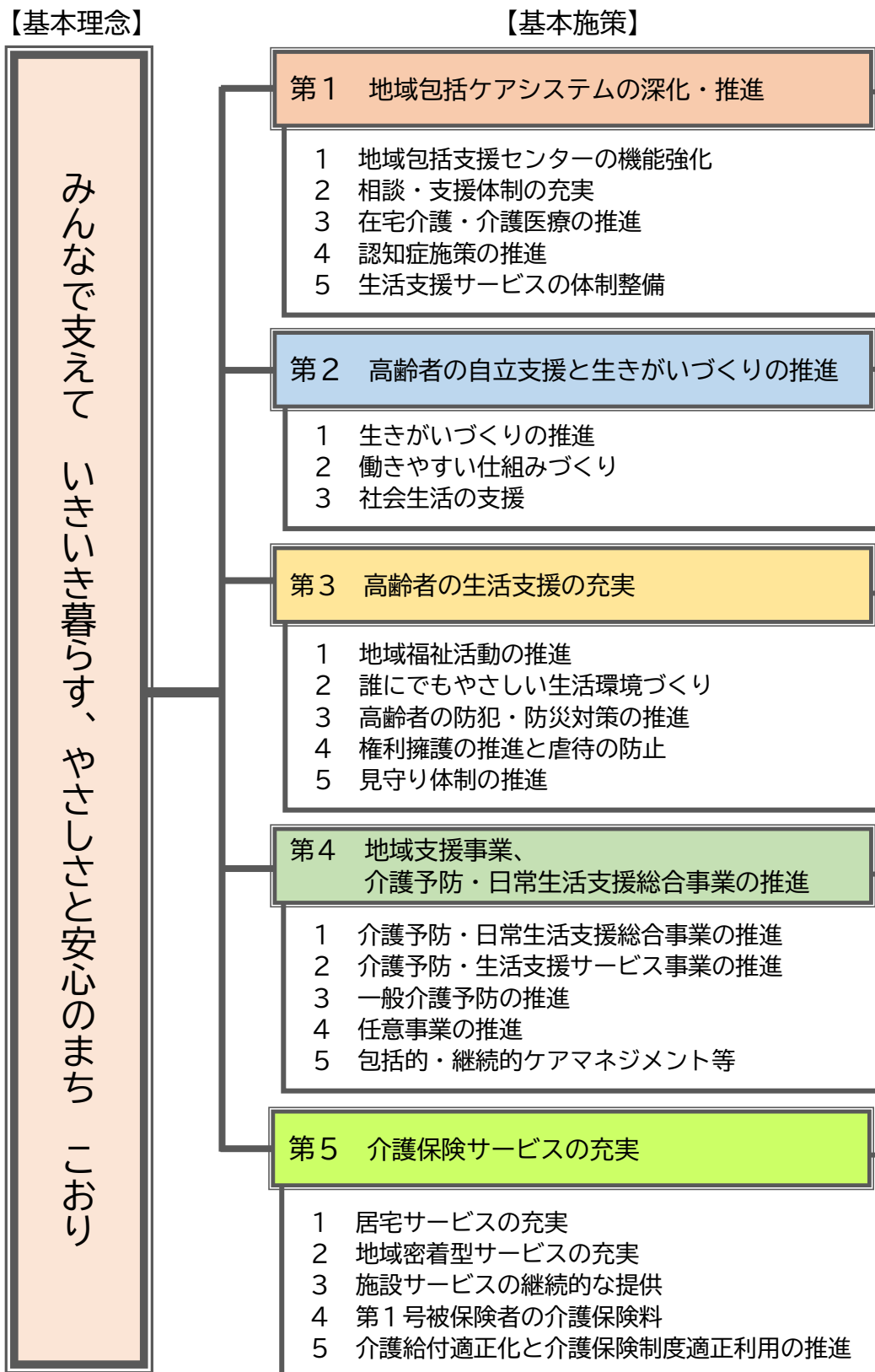
3 計画の基本的な考え方

計画策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けた中長期的な視点に立って、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化等を図るための基本的な考え方を以下のとおりとします。

①地域包括ケアシステムの深化・推進	②自立支援・重度化防止の推進	③医療・介護の充実	④認知症施策の推進
⑤家族介護者等への支援の充実	⑥高齢者を支える担い手の確保・育成	⑦効果的・効率的な介護給付の推進	

● 基本理念と施策の体系

第9期計画では「みんなで支えて いきいき暮らす、やさしさと安心のまち こおり」を基本理念とし、以下のような体系で施策を展開します。



4 各施策の展開

基本施策 1

地域包括ケアシステムの深化・推進

主な施策	施策の方向性
1 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターでは、高齢者が要支援や要介護の状態になることをできるだけ遅らせ、健康的な生活を持続するための介護予防事業の充実や、権利擁護、相談事業に努めています。「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、包括的支援事業の取組を進めていきます。
2 相談・支援体制の充実	関係機関の連携をさらに強化し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていけるよう、地域ケア・相談・支援体制の充実に努め、自立支援・重度化防止に向けた体制整備を図ります。
3 在宅医療・介護連携の推進	地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、在宅医療と在宅介護の連携体制の整備が重要となります。 1市3町による伊達地方在宅医療・介護連携支援センター協議会を令和5年3月に設置し、伊達地方在宅医療・介護連携支援センターを令和6年10月に開設するために体制の構築を進めていきます。
4 認知症施策の推進	一人ひとりが認知症になる前から備えるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしくよりよく生きていける環境づくりを目指し、町民や地域団体、関係機関、事業者等との協働のもと、認知症施策を総合的に進めていきます。
5 生活支援サービスの体制整備	日常生活で支援を必要とする高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる、多様な生活支援や介護予防サービスの充実を図ります。地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

基本施策 2

高齢者の自立支援と生きがいの推進

主な施策	施策の方向性
1 生きがいの推進	高齢者が地域を支える側にもなり、生きがいを持って活動できるよう、関係各課が情報共有と連携強化を図り、高齢者が充実した高齢期を過ごし、活力ある社会づくりに参加できるよう取組を推進します。
2 働きやすい仕組みづくり	高齢者の就労意欲に添えていけるよう、スキルを持った高齢者への起業支援等に加え、「桑折町シルバー人材センター」では、社会福祉協議会やボランティアセンター、地域包括支援センター等と協力して、高齢者世帯への家事援助サービスの需要に対応できるよう支援を続けます。
3 社会生活の支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターや町社会福祉協議会等の関係機関等と連携・協働して、日常生活で支援を必要としている高齢者に対して福祉サービスを広く周知し、自立した暮らしを支援します。

基本施策 3

高齢者の生活支援の充実

主な施策	施策の方向性
1 地域福祉活動の推進	地域における助け合いの福祉意識の醸成をはじめ、手助けを必要としている人とボランティアとをつなげるネットワークの構築、活発なボランティア活動支援など、地域福祉活動をより強化する取組を推進します。
2 誰にでもやさしい生活環境づくり	誰にでもやさしい、ひいては高齢者にやさしい生活環境づくりの意識の醸成と、高齢者に配慮したまちづくりや公共施設の整備、高齢者に配慮した住まいの整備を推進します。
3 高齢者の防犯・防災対策の推進	高齢者が被害者となる犯罪を防止するために、地域や住民同士のつながりを深め、地域が一体となって防犯に努めていくことが重要です。 自然災害や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、社会福祉法人や介護サービス事業所と災害時連携協定を模索するなど、関係機関・団体等との緊密な連携に努め、高齢者を犯罪や災害から守ります。
4 権利擁護の推進と虐待の防止	意思表示や財産の管理が難しい方の支援の重要度が増していることから、高齢者の権利擁護の取組を推進します。 人権を侵す虐待については、早期発見と適切な援助が必要です。各関連機関と連携し対応していきます。
5 見守り体制の推進	一人暮らしや認知症の高齢者の増加が予想されるため、地域ぐるみの見守り体制を推進し、「地域包括ケアシステム」の深化を目指します。

基本施策 4

地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の推進

主な施策	施策の方向性
1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	総合事業は、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成されています。 訪問介護予防サービス、通所介護予防サービスについては、既存の介護サービス事業所によるサービスに加えて、NP0、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。
2 介護予防・生活支援サービス事業の推進	現在は、現行相当型の訪問介護サービス、通所介護サービス、通所型サービスA（緩和基準サービス）を実施しています。 介護事業所や NP0 など多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を促進します。
3 一般介護予防事業の推進	すべての高齢者を対象として、介護予防の普及・啓発や健康増進を図っていきます。ボランティア等と協力・連携を図り、地域で支える介護予防を実践して、町全体で、介護予防体操「いきいき百歳体操」の継続・発展に取り組みます。
4 任意事業の推進	任意事業として、介護給付等費用適正化事業、家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業等を実施します。
5 包括的・継続的ケアマネジメント等	介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを地域包括支援センターで実施します。

主な施策	施策の方向性
1 居宅サービスの充実	介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス基盤の充実を図るとともに、新たなサービス事業者の参入を積極的に促進し、サービス供給体制の整備を図ります。
2 地域密着型サービスの充実	地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域で提供するサービスです。 地域におけるケア体制を確立する観点からも重要なサービスであることから、地域の実情に応じた介護サービス事業を展開できる事業者を選定し、必要なサービス提供基盤を整備します。
3 施設サービスの継続的な提供	これまでの利用実績を踏まえながら、サービスの目標量（供給量）を設定し、継続的なサービス提供を図ります。
4 第1号被保険者の介護保険料	第9期計画期間の総費用については、標準給付費は減少傾向ですが、地域支援事業費が増加傾向にあり、高齢者・認定者数やサービス見込量の推計等を踏まえ、前計画から2.0%減の約48億3千万円が見込まれています。 第9期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準月額、介護給付費準備基金を取崩し、保険料の抑制措置を講じることとし、前計画から4.0%増の、 6,889円 と設定します。
5 介護給付適正化と介護保険制度適正利用の推進	介護給付適正化は、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。 介護保険制度全般の見直しを引き続き実施し、介護保険事業の適切な運営に努めていきます。

5 計画の推進体制

○介護保険事業の円滑な運営

第9期介護保険事業計画においても、介護保険事業の適切な運営に努めていきます。

○医療・介護・福祉・保健体制の連携

町内にある医療機関・民間事業者・公的機関・地域団体が連携し、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」の施策展開を図っていきます。

○計画の進行管理

本計画の着実な目標達成に向けて、毎年その進捗状況を管理するとともに、医療・保健・福祉関係機関・団体、サービス事業者や町民などの代表からなる「桑折町介護保険事業計画等策定委員会」において、事業の実施状況の確認と計画の目標達成に向けて協議を行います。計画の推進に際して、計画、実行、点検・評価及び見直し（PDCA）の観点から、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

6 介護保険料について

国では今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するために、所得段階をこれまでの標準段階の9段階から13段階への多段階化を図りました。これにより、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を行うことで、低所得者の保険料上昇を抑制し、低所得者の最終乗率の引下げを図ることとしました。桑折町は第9期計画において、国が標準段階としている所得段階13段階の算定方式で行います。

第9期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準月額、は、[6,889円](#)と設定します。

[所得段階別保険料]

所得段階	対象となる方	介護保険料 (月額)	基準額×割合
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者または世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	23,500 (37,500)	※基準額×0.285 (基準額×0.455)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額との合計が80万円を超え120万円以下の方	40,000 (56,500)	※基準額×0.485 (基準額×0.685)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	56,500 (56,900)	※基準額×0.685 (基準額×0.690)
第4段階	・本人は住民税非課税で、世帯の中に課税者がいるが、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	74,300	基準額×0.90
第5段階	・本人は住民税非課税で、世帯の中に課税者がいるが、公的年金収入が80万円を超える方	82,600	基準額×1.00
第6段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	99,100	基準額×1.20
第7段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	107,300	基準額×1.30
第8段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	123,900	基準額×1.50
第9段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	140,400	基準額×1.70
第10段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	156,900	基準額×1.90
第11段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	173,400	基準額×2.10
第12段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	189,900	基準額×2.30
第13段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	198,200	基準額×2.40

※第1段階から第3段階までの低所得者の保険料は軽減措置が講じられます。